

静岡県人事委員会は、人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則 1-62

人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の組織に関する規則（静岡県人事委員会規則 1-25）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職及び職務) <b>第6条</b> 事務局に次長を、課に課長を、班に班長を置き、必要と認める課に参事、課長代理、主幹、 <u>班長代理、副班長、主査、主任、副主任又は主事を置く。</u> 2 (略)  3～7 (略) 8 <u>班長代理は、班長を置かない班において、上司の命を受けて班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督する。</u> 9 <u>副班長は、上司の命を受けて分担事務を処理するとともに、班の所掌事務を総括整理する。</u> 10 主査、主任、 <u>副主任</u> 及び主事は、上司の命を受けて分担事務を処理する。	(職及び職務) <b>第6条</b> 事務局に次長 <u>及び参与</u> を、課に課長を、班に班長を置き、必要と認める課に参事、課長代理、主幹、主査、主任又は主事を置く。 2 (略) 3 <u>参与は、事務局の重要事項に関する特定事項を処理する。</u> 4～8 (略)  9 主査、主任及び主事は、上司の命を受けて分担事務を処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。